

おおい町U・Iターン移住就職等支援金（全国型）交付要綱

令和3年4月1日
告示第97号

（趣旨）

第1条 この要綱は、第2次おおい町総合計画及び第2次おおい町未来創生戦略に基づき、福井県が実施するU・Iターン移住就職等支援事業（全国型）の一環として、おおい町への若い世代の移住定住を促進することを目的として交付するおおい町U・Iターン移住就職等支援金（全国型）（以下「移住支援金」という。）について、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号）及びおおい町まちづくり課所管補助金等交付要綱（平成18年おおい町告示第18号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 単身世帯 移住支援金の交付を申請する日において、40歳未満の者をいう。
- （2） 若年夫婦世帯 移住支援金の交付を申請する日において、夫又は妻のいずれの者も40歳未満である世帯をいう。
- （3） 子育て世帯 移住支援金の交付を申請する日において、保護者と満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が生計を1つにし、同居している世帯をいう。
- （4） Uターン 過去におおい町に居住したことがあった者で、町内中学校を卒業し、おおい町を住所地として福井県外（以下「県外」という。）から生活の拠点を移したものをいう。
- （5） Iターン 県外からおおい町に転入し、おおい町を住所地として、初めて住民基本台帳に記録し、かつ、当該住所地を生活の拠点とする者をいう。

（交付対象者）

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号、第2号及び第5号の要件をすべて満たし、かつ、第3号又は第4号の要件のいずれかを満たすものとする。

- （1） 年齢等に関する要件として、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 申請時において、40歳未満の者であること。
 - イ 申請時において、若年夫婦世帯の夫若しくは妻、または子育て世帯の保護者のいずれかであること。
- （2） 移住等に関する要件として、次に掲げる要件のすべてに該当すること。
 - ア 転入する直前に連続して2年以上県外に居住しており、令和3年3月1日以降におおい町に居住していること。
 - イ 移住支援金の申請日から3年以上、継続しておおい町に定住する意思を有していること。
 - ウ 移住支援金の申請時において、おおい町に転入後3か月以上1年以内であること。
 - エ 世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- オ 区入り、区の行事又は社会奉仕活動等に積極的に協力すること。
- カ おおい町が実施する施策及び事業等に協力すること。
- キ おおい町U・Iターン移住就職等支援金（東京圏型）交付要綱（令和3年おおい町告示第96号）の要件に該当していないこと。
- ク 過去に移住支援金を交付されていないこと。
- ケ 世帯員全員が、町税を滞納していないこと。
- コ 日本人である、若しくは外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- サ その他、町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (3) 就業に関する要件として、次に掲げる要件のすべてに該当すること。
 - ア 申請時に正規雇用で就業していること。
 - イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - ウ 当該法人に、移住支援金の申請日から3年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - エ 転勤、出向、出張又は研修等による一時的な勤務地の変更ではないこと。
- (4) 起業に関する要件として、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 移住支援金の申請日の1年以内に福井県が定めるU・Iターン移住創業支援事業助成金交付要領に係る起業支援金の交付決定を受けている者
 - イ ア以外の者で起業したことがわかる公的証明又はその写しが取得できること。
- (5) 2人以上の世帯に関する要件として、次の各号のすべてに該当すること。
 - ア 交付対象者を含む世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 交付対象者を含む世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - ウ 交付対象者を含む世帯員がいずれも、第2号に該当すること。

(支援金の額)

第4条 移住支援金の金額は、別表に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住した日から3箇月以上1年以内の期間に、おおい町U・Iターン移住就職等支援金（全国型）交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 写真付き身分証明書の写し又は提示により本人確認ができる書類の写し
- (3) 申請者を含む移住者全員分の前住所地の住民票の除票又は連続して2年以上福井県外に在住していたことがわかるもの
- (4) 移住者全員分の移住後の住民票謄本
- (5) 申請者が外国人である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を証明するものの写し
- (6) 就業先の就業証明書（様式第3号）（個人事業主等にあつてはその旨を確認できる書類）
- (7) 申請者が起業に関する要件を満たす者である場合は、起業したことがわかる公的証明又

はその写し（U I ターン移住創業支援事業助成金交付決定通知書、登記事項証明書、開業届等）

(8) 長期研修後に福井県内で農林水産業に就業した者は、長期研修を修了したことのわかる書類の写し

(9) 申請者がUターン者である場合は、町内中学校を卒業したことがわかる書類の写し

(10) その他町長が必要と認める書類

- 2 申請者が、福井県内地方自治体の認める者の実施する農林水産業に係る長期研修を受講するために移住し、長期研修後に福井県内において農林水産業に就業する者であるときは、前項の規定に関わらず、就業した日から1年以内に町長に申請するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは移住支援金の交付決定を行い、申請者に対して、必要な条件を付しておおい町U・Iターン移住就職等支援金（全国型）交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、支援金の交付の要件に適合しないと認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付をしない場合は、その旨を申請者に通知する。

(交付請求)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者が、移住支援金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により適正な請求書を受理した場合は、原則として申請から3箇月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 福井県及びおおい町は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者（以下「移住就職者」という。）に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 町長は、移住就職者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の交付決定を取り消し、おおい町移住就職等支援金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第6号）により、期限を定めて移住支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 虚偽の申請であること、居住の実態がないこと等不正の事実が明らかとなった場合

(2) 移住支援金の申請日から3年未満におおい町から転出した場合

(3) 福井県が定めるU I ターン移住創業支援事業助成金交付要領に基づく交付決定を取り消された場合

(4) その他町長が交付決定を取消すことが適当と認める場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、福井県とおおい町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表

(1) 単身世帯

| 区分 | 交付金額 |
|------|------|
| Iターン | 15万円 |
| Uターン | 30万円 |

(2) 若年夫婦世帯

| 区分 | 交付金額 |
|------|------|
| Iターン | 25万円 |
| Uターン | 50万円 |

(3) 子育て世帯

| 区分 | 交付金額 |
|------|------|
| Iターン | 25万円 |
| Uターン | 50万円 |